

令和7年7月2日

公益財団法人日本関税協会  
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部  
管理課長 山本 倫久

黒鉛電極に対して課する不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第8条第1項、第2項、第32項及び第37項の規定に基づき、「黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」（令和7年政令第240号）が制定され、下記のとおり、黒鉛電極に対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第8545.11号に分類される黒鉛電極のうち丸形のもので、令和7年7月3日から令和12年7月2日までの期間に輸入されるもの（中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするものに限る。）

2. 発動後の税率

| 原産地                      | 税率          |
|--------------------------|-------------|
| 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。） | 一般の関税＋95.2% |

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門  
(06-6576-3313)までお問い合わせください。